

屋久島国立公園

屋久島生態系維持回復事業計画

平成28年4月1日

1. 生態系維持回復事業計画の名称  
屋久島国立公園 屋久島生態系維持回復事業計画
2. 生態系維持回復事業計画の策定者  
農林水産省、環境省
3. 生態系維持回復事業計画の計画期間  
平成 28 年 4 月 1 日から目標が達成されるまでとする。
4. 生態系維持回復事業の目標

(1) 自然環境の概要

屋久島国立公園屋久島は、九州本土の南端佐多岬の南 60 キロメートルの洋上にあり、宮之浦岳（標高 1,936 メートル）を主峰とする山岳がそびえる島である。温暖な黒潮の影響を特に強く受ける海岸付近にはアコウ、ガジュマルを代表とする亜熱帯の植物、低標高域にはタブノキ、シイ類、カシ類等の暖温帯に特徴的な照葉樹林、標高が上がるにつれてスギ、モミ、ツガ、ヤマグルマ、ヒメシャラ等の針広混交林、山頂部では、ヤクシマシャクナゲ及びヤクシマダケが優占する冷温帯の植生となり、植生の典型的な垂直分布が見られ、多様な生物からなる生態系を有している。高標高域には花之江河・小花之江河といった日本最南端の高層湿原を有し、山頂部に露出した花崗岩の崖地には、絶滅のおそれがあるヤクシマリンドウ等の固有種を含む岩壁植生が発達していることも特徴である。

また、低標高域から山頂部に至る多様な環境と地理的要因を背景として、島全体で 1,900 種以上の多様な植物種が生育するとともに、樹齢数千年に及ぶとされる巨大なヤクスギを含む原生的な天然林が残されており、この優れた自然景観と生態系が評価されて、平成 5 年 12 月に世界自然遺産に登録された。

(2) ヤクシカの生息動向と生態系への影響の概要

このような優れた自然景観と生態系を有する屋久島において近年、ヤクシカによる生態系への影響が深刻化している。日本で屋久島と口之永良部島にのみ分布するヤクシカはニホンジカの固有亜種であり、屋久島全域に広く生息している。ヤクシカは狩猟等の影響により、昭和 30～50 年代にかけて推定 2,000～3,000 頭まで減少したとされ、昭和 46 年に禁猟となる等、捕獲が規制された。その後、狩猟圧の低下等により個体数は大幅に回復し、森林植生や絶滅のおそれのある植物種等に深刻な影響が生じている。特に、ヤクシカの生息密度が高い西部地域等では、林床植生が広範囲に採食圧を受けて、地面の露出、森林の更新の停滞、不嗜好性植物が優占することによる植生の単純化等が見られる。平成 20～21 年度にかけて全島的に実施された糞粒調査では、全島生息数が約 12,000～16,000 頭、平均生息密度が 35 頭/km<sup>2</sup>と推定され、平成 25 年度には全島生息数が推定約 29,000～32,000 頭、平均生息密度 68.3 頭/km<sup>2</sup>と推移し、平成 20～21 年度比で約 2 倍に増加した。

### (3) 計画の実施状況及び継続の必要性

本事業計画の当初計画期間(平成24年3月16日～平成28年3月31日)においては、植生保護柵(植生回復のためのものを含む。以下、同じ。)の設置、柵内外の植生調査、ヤクシカの生息数推定等が実施され、絶滅のおそれのある植物や植生の一定の保護が図られるなど、一定の事業成果が得られた。

しかしながら、屋久島の周縁部(主に国立公園区域外)で、毎年約2,500～4,500頭が捕獲されているにもかかわらず、ヤクシカの生息数や生息密度の増加傾向は続いていることから、植生保護やヤクシカの個体群管理等の対策が必要であり、事業計画を継続して対策を推進する必要がある。

### (4) 事業の目標

本事業では、ヤクシカの生息状況や植生等の被害状況・回復状況をモニタリングしながらその結果に応じて個体群管理や被害防除等の対策を進めることにより、ヤクシカ個体群の維持にも配慮しつつ、絶滅のおそれのある種等を含む多様な植生及び森林等の更新の維持又は回復を図ることを目標とする。

## 5. 生態系維持回復事業を行う区域

屋久島国立公園のうち屋久島に係る地域

## 6. 生態系維持回復事業の内容

### (1) 生態系の状況の把握及び監視(モニタリング)

標高に応じた多様な植生や地域の生態系を特徴づける植物の生育状況及び攪乱要因であるヤクシカの生息状況を把握するための調査を行い、その動向を定期的に監視(モニタリング)する。

#### ① 植物の生育状況の把握

森林群落における林床植生調査、絶滅のおそれのある種や固有種の分布・生育状況調査、湿原における植生調査等を実施し、ヤクシカの影響による植生、植物群落(種組成、群落構造)や絶滅のおそれのある種の生育状況等の変化を経年的に把握する。

また、植生保護柵内外における植生調査等を実施し、ヤクシカが植生や絶滅のおそれのある種等に及ぼす影響と植生保護柵による植生、絶滅のおそれのある種の生育及び森林の更新等の維持及び回復状況を把握する。

#### ② ヤクシカの生息状況の把握

ヤクシカの生息数や生息密度の推定及び増減傾向の把握を行うための糞粒調査、ライトセンサス調査等並びに個体群の状態を把握するためのデータの収集、分析等を経年的に行うとともに、移動ルート及び行動特性を把握するため、発信器の装着による追跡調査等を実施する。

また、屋久島全域におけるヤクシカの捕獲数等のデータを集計及び分析する。

#### ③ 土壌侵食の状況の把握

ヤクシカの採食圧による落葉層及び植生の衰退、踏み荒らし等に伴う土壌侵食の状

況の調査及び分析を実施する。

(2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

① ヤクシカの個体群管理

ヤクシカの生息状況や植生等の被害状況を勘案して、個体数調整が必要と判断された地域において、銃器、くくりわな、囲いわな等によるヤクシカの捕獲及び捕獲個体の処理を実施する。なお、個体数調整の実施にあたっては、実施地域の優先順位、地域ごとの捕獲方法、捕獲個体数等について検討することとする。

② 被害防除

植生や絶滅のおそれのある植物種、森林の更新等への影響を防除するため、保護の緊急性等を踏まえ、植生保護柵や樹皮保護ネットを設置する。また、設置された植生保護柵については、適切に管理してヤクシカによる影響を防除するとともに、外来植物の除去等必要な措置を行って、自然植生、絶滅のおそれのある植物種、森林の更新等の回復を図る。

③ 留意事項

上記対策の実施は、上記(1)の生態系の状況の把握及び監視(モニタリング)の状況や屋久島世界遺産地域科学委員会の下に設置されたヤクシカワーキンググループの助言を踏まえる等により検討し、行うこととする。

また、公園利用者の安全及び快適性の確保並びに植生及び他の動物への影響を最小限に留めるとともに、国立公園区域と関連した近隣区域における対策と十分に連携を図り、効果的なものとなるよう適切に取り組むこととする。

(3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ヤクシカによる採食圧等の影響で植生の衰退等が懸念され生態系の維持に支障が生じている地域においては、上記(1)の生態系の状況の把握及び監視(モニタリング)の状況を踏まえ、絶滅のおそれのある植物種をはじめとする当該地域に生育する、生態系を特徴づける植物の生育環境の維持又は回復を図る。

なお、ヤクシカの保護管理においては、個体群管理や被害防除と併せて生息環境管理も重要な要素であるが、これについては、国立公園内における開発等行為の実施に際して行為者に配慮を求めるとともに、国立公園区域と関連した近隣区域における対策と十分に連携を図り、効果的なものとなるよう適切に取り組むこととする。

(4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ヤクシカによる採食圧等により絶滅のおそれがある植物種について、栽培等の保護増殖のための技術開発及び生育域外保全の取組を実施する。

また、絶滅のおそれのある植物種については、埋土種子等を覆う周辺地域の表土の移植、生育地における木竹、落葉、落枝の除去等による発芽環境及び生育環境の改善を実施する。

(5) 生態系の維持又は回復に必要な普及啓発

生態系の保護の必要性、ヤクシカによる被害状況、捕獲等の対策の必要性、本事業の実施状況等について、インターネット、パンフレット等を活用し、地域住民、公園利用者等に普及啓発を進め、事業への理解と協力を働き掛ける。

(6) 前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

事業を適正に評価するためのモニタリング手法、地域の環境や条件に応じたヤクシカの捕獲手法等、より効果的な事業実施に関する調査研究、実証試験等を実施する。

7. 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(1) 生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

本事業計画については、5年をめぐりに事業の効果、内容、目標の達成状況等の総括的な検証及び評価を行い、見直しを行うほか、ヤクシカの生息状況、植生等の被害又は回復の状況及び新たな知見の蓄積等により必要に応じて随時見直すこととする。なお、検証及び評価並びに本事業計画の見直しにあたっては、屋久島世界遺産地域科学委員会及びこの委員会の下に設置されたヤクシカワーキンググループの助言を受けるものとする。

(2) 生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項

本事業の推進にあたっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画（鹿児島県策定）、並びに鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく鳥獣被害防止計画（屋久島町策定）との整合を図り、屋久島国立公園区域だけでなく、屋久島世界自然遺産地域、屋久島全域でのヤクシカの保護管理及び自然環境の保全等の推進にも寄与するものとする。

(3) 生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

関係行政機関、関係団体等は本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携し及び協力して必要な事業を実施するものとする。

なお、連携及び協力にあたっては、屋久島世界遺産地域連絡会議、屋久島世界遺産地域科学委員会、ヤクシカワーキンググループ及び屋久島町野生動物保護管理ミーティング、屋久島町鳥獣被害対策協議会等の場を活用する。また、生態系維持回復事業の実施者は、毎年5月末日までに屋久島世界遺産地域連絡会議の事務局（九州地方環境事務所、九州森林管理局）に対して、前年度分の実施結果について情報提供することとする。



# 屋久島国立公園（屋久島）区域

- 昭和39年 3月16日 厚生省告示第94号 公園区域の変更（屋久島地域の編入）及び名称変更
- 厚生省告示第96号 公園計画の決定
- 厚生省告示第97号 特別地域の区域の変更
- 厚生省告示第98号 特別保護地区の指定
- 昭和50年 5月17日 環境庁告示第30号 公園区域の削除（原生自然環境保全地域に指定）
- 昭和58年 1月14日 環境庁告示第1号 公園区域の拡張
- 環境庁告示第2号 公園計画の一部変更
- 環境庁告示第3号 特別地域の区域の変更
- 環境庁告示第4号 特別保護地区の区域の変更
- 平成14年 2月19日 環境省告示第2号 公園区域の変更（再検討）
- 環境省告示第3号 公園計画の変更
- 環境省告示第4号 特別地域の区域の変更
- 環境省告示第5号 乗入れ規制地域の指定
- 環境省告示第6号 特別保護地区の区域の変更
- 環境省告示第7号 海中公園地区の指定
- 環境省告示第8号 動植物の指定
- 環境省告示第9号 集団施設地区の区域の指定
- 平成19年 3月30日 環境省告示第22号 公園区域の変更（口水良島編入）
- 環境省告示第23号 公園計画の変更
- 環境省告示第24号 特別地域の区域の変更
- 環境省告示第25号 特別保護地区の区域の変更
- 環境省告示第26号 海中公園地区の指定

**（屋久島地区）**

| 公園区域 | 種別         | 面積     | 種別 | 面積         |        |
|------|------------|--------|----|------------|--------|
| 1    | 特別保護地区     | 1,234  | 1  | 特別保護地区     | 1,234  |
| 2    | 第1種特別地域    | 2,345  | 2  | 第1種特別地域    | 2,345  |
| 3    | 第2種特別地域    | 3,456  | 3  | 第2種特別地域    | 3,456  |
| 4    | 第3種特別地域    | 4,567  | 4  | 第3種特別地域    | 4,567  |
| 5    | 海中公園地区     | 5,678  | 5  | 海中公園地区     | 5,678  |
| 6    | 普通地域       | 6,789  | 6  | 普通地域       | 6,789  |
| 7    | 乗入れ規制地域    | 7,890  | 7  | 乗入れ規制地域    | 7,890  |
| 8    | 植生復元施設     | 8,901  | 8  | 植生復元施設     | 8,901  |
| 9    | 集団施設地区     | 9,012  | 9  | 集団施設地区     | 9,012  |
| 10   | 園地         | 10,123 | 10 | 園地         | 10,123 |
| 11   | 避難小屋       | 11,234 | 11 | 避難小屋       | 11,234 |
| 12   | 野営場        | 12,345 | 12 | 野営場        | 12,345 |
| 13   | 水泳場        | 13,456 | 13 | 水泳場        | 13,456 |
| 14   | 博物展示施設     | 14,567 | 14 | 博物展示施設     | 14,567 |
| 15   | 公共浴場       | 15,678 | 15 | 公共浴場       | 15,678 |
| 16   | 車道         | 16,789 | 16 | 車道         | 16,789 |
| 17   | 歩道         | 17,890 | 17 | 歩道         | 17,890 |
| 18   | 船舶運送施設     | 18,901 | 18 | 船舶運送施設     | 18,901 |
| 19   | その他        | 19,012 | 19 | その他        | 19,012 |
| 20   | 原生自然環境保全地域 | 20,123 | 20 | 原生自然環境保全地域 | 20,123 |
| 21   | 世界自然遺産登録地域 | 21,234 | 21 | 世界自然遺産登録地域 | 21,234 |

**（口水良島地区）**

| 公園区域 | 種別         | 面積     | 種別 | 面積         |        |
|------|------------|--------|----|------------|--------|
| 22   | 特別保護地区     | 22,345 | 22 | 特別保護地区     | 22,345 |
| 23   | 第1種特別地域    | 23,456 | 23 | 第1種特別地域    | 23,456 |
| 24   | 第2種特別地域    | 24,567 | 24 | 第2種特別地域    | 24,567 |
| 25   | 第3種特別地域    | 25,678 | 25 | 第3種特別地域    | 25,678 |
| 26   | 海中公園地区     | 26,789 | 26 | 海中公園地区     | 26,789 |
| 27   | 普通地域       | 27,890 | 27 | 普通地域       | 27,890 |
| 28   | 乗入れ規制地域    | 28,901 | 28 | 乗入れ規制地域    | 28,901 |
| 29   | 植生復元施設     | 29,012 | 29 | 植生復元施設     | 29,012 |
| 30   | 集団施設地区     | 30,123 | 30 | 集団施設地区     | 30,123 |
| 31   | 園地         | 31,234 | 31 | 園地         | 31,234 |
| 32   | 避難小屋       | 32,345 | 32 | 避難小屋       | 32,345 |
| 33   | 野営場        | 33,456 | 33 | 野営場        | 33,456 |
| 34   | 水泳場        | 34,567 | 34 | 水泳場        | 34,567 |
| 35   | 博物展示施設     | 35,678 | 35 | 博物展示施設     | 35,678 |
| 36   | 公共浴場       | 36,789 | 36 | 公共浴場       | 36,789 |
| 37   | 車道         | 37,890 | 37 | 車道         | 37,890 |
| 38   | 歩道         | 38,901 | 38 | 歩道         | 38,901 |
| 39   | 船舶運送施設     | 39,012 | 39 | 船舶運送施設     | 39,012 |
| 40   | その他        | 40,123 | 40 | その他        | 40,123 |
| 41   | 原生自然環境保全地域 | 41,234 | 41 | 原生自然環境保全地域 | 41,234 |
| 42   | 世界自然遺産登録地域 | 42,345 | 42 | 世界自然遺産登録地域 | 42,345 |



**保護計画凡例**

- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 海中公園地区
- 普通地域
- 乗入れ規制地域
- 植生復元施設

**利用計画凡例**

- 集団施設地区
- 園地
- 避難小屋
- 野営場
- 水泳場
- 博物展示施設
- 公共浴場
- 車道
- 歩道
- 船舶運送施設
- その他
- 原生自然環境保全地域
- 世界自然遺産登録地域

1 : 50,000

この地図は、国土院院長の承認を経て、同院発行の数値地図5000（地図画像）及び数値地図2500（地図画像）を複製したものである。（承諾番号 平27済保、第838号）